

特 記 仕 様 書

工 事 名： 令和7年度町道畑竹内線舗装修繕工事

太 子 町

令和7年5月

§ 工事の概要

工 事 名：令和7年度町道畑竹内線舗装修繕工事

工事場所：南河内郡太子町 畑 地内

工事期間：契約日の翌日より 令和7年7月31日まで

工事内容：別紙設計図書のとおり

本工事の設計時期：本工事設計書は令和7年4月時点での労務・資材単価及び土木工事標準積算基準(令和6年度版)に基づいて作成している。

§ 特記事項

1. 一般適用事項

ア) この仕様書は、太子町が施工する頭書の工事に適用を期するために、請負者が厳守しなければならない工事仕様を示すものである。

イ) 本工事は、本特記仕様書及び図面に準じて施工することを原則とし、本特記仕様書に記載されていない事項は、下記に準じて施工するものとする。

①土木請負工事必携（大阪府都市整備部監修 最新版）

【土木工事共通仕様書】

【土木工事施工管理基準】

【土木工事施工管理基準運用方針】

②建設業法（昭和24年法律第100号）

③道路法（昭和27年法律第180号）

④労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）

⑤公害対策基準法（昭和42年法律第132号）

⑥騒音規制法施工令（昭和43年法律第498号）

ウ) 工事施工にあたっては請負者、監督員が本仕様書を改正する必要を認めたときには両者協議のうえ、変更又は追加を行うことがある。

エ) 工期内の休日等には、雨天、日曜日、祝日、及び年末年始休暇の他、工期内の全土曜日を含んでいる。

2. 工事着手

2. 1 工事看板の設置

請負者は、工事の施工着手にあたり、工事現場の公衆が見やすい場所に工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。また、建退協や建設業の許可票等を現場に掲示すること。

「標示板の記載例」



設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格・色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・線の余白は2cm、線幅の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

2. 2 書類の提出

請負者は、本仕様書の【工事関係提出書類一覧】に示す書類を、定められた期間内までに提出し、承認を受けなければならない。

2. 3 調査測量

ア) 請負者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、設計図面と現地の関係を詳細に調査し、設計図面と現地の関係に相違を発見した際には監督員と協議しなければならない。協議を怠って工事を実施したために生じた損害はすべて請負者の負担とする。

イ) 仮BMは、工事中に変動のない位置を選定し設置しなければならない。

また、工事期間中は定期的に検査し十分な精度を有するよう努めなければならない。

ウ) 既存の測量鈎は適切な方法にて保護しなければならない。

エ) 本工事に必要な測量に要する費用はすべて請負者の負担とする。

2. 4 資材の使用

ア) 本工事に使用する資材等は、規格、品質、価格等が適正である場合は国内産を優先して使用するものとする。

イ) 本工事に使用する資材等は、予め監督員の承諾を受けなければならない。

2. 5 その他

ア) 本工事着手に際し、地域住民や地権者に対して工事着手をPRし、工事が原因となるトラブル、苦情の生じないように配慮すること。又、地域住民や地権者より工事原因による苦情が発生したときはすみやかに処理に努めなければならない。

イ) 付近の道路については、常に維持・清掃に努め、工事が原因で、汚損した場合は速やかに復旧すること。

ウ) 現場作業員の服装、言動等風紀の保守に十分留意すること。

3. 現場管理

ア) 請負者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。

イ) 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対し支障を及ぼさないよう必要な防護工等の措置を施さなければならない。これに要する費用は請負者の負担とする。

なお、本工事以外の既設構造物及び埋設物に損傷を与えた場合には、請負者の負担に於いて速やかに修復し構造物の機能を回復しなければならない

ウ) 請負者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損傷を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告すること。

エ) 請負者は、工事車両の出入りに使用する道路を常に巡回し、沿道の住民及び利用者に迷惑のかからぬように注意し、十分な対策を講ずること。

オ) 請負者は、所轄警察署の許可条件を厳守し、安全管理に万全の策を工事しなければならない。

4. 官公庁等への手続

ア) 工事施工に必要な関係官公庁、その他に対する手続き(通常請負者が手続きを行うとされているもの)は、請負者において速やかに処理すること。

イ) 関係官公庁その他に対して、請負者が交渉要するとき又は、交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に報告すること。

ウ) 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、適宜登録機関に登録をしなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

5. 施工監理

5. 1 工事全般

- ア) 工事にかかる測点（官民境界等）は逃げ杭を設置し、工事完了後復元できるようにすること。
- イ) 工事に使用する材料等は、必ず使用する前に承認を受ける事。
- ウ) 工事の段階、出来高等は随時、監督職員の検査を受ける事。
- エ) 工事写真は、何を目的に撮っているかを明確にすること。出来形はスタッフを添え、工事全景と部分の拡大の両方を撮影しておくこと。
- オ) 工事中に検査や指示を受けた事、又は工事変更を協議した事などを、すべて工事打合わせ簿に整理しておき、監督職員の確認を受けること。
- カ) 各種検査や、試験等の結果については、随時整理しておく事。

5. 2 舗装修繕工

① 一般事項

- ア) 請負者は、舗設作業中に生ずる段差を下記により処理しなければならない。
なお、舗設段差の摺付に使用した合材を、次回の舗設に先だって取り除き、清掃してからでなければ次の舗装を行ってはならない。
- イ) 縦断方向の段差は一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により 1 : 20以上の勾配で摺付けなければならない。
また、縦断方向の摺付は、本線舗装と同時施工するものとし、締固めも同機種で行わなければならない。
- ウ) 横断方向の段差は、生じないように施工するものとし、やむ得ず横断方向に段差を付した状態で、一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により、1 : 5程度で摺付けなければならない。
- エ) 支道・路肩の摺付は、本線舗装と平行して行うものとし、本線舗装と支道の段差をつけないよう施工しなければならない。やむを得ず段差が生じる場合の摺付勾配は 1 : 10程度とし適切な保安施設を設置しなければならない。
- オ) 請負者は、本線舗装の起終点摺付については、アスファルト合材の飛散等のないように、密着させなければならない。

② 切削オーバーレイ工

- ア) 請負者は、現道オーバーレイの施工前に現道部分の縦断・横断測量を実地し、施工法（舗装構成区分・舗装構成毎の厚さ及び交通処理計画）・縦横断計画高等を立案し監督職員の確認を得なければならない。
- イ) 請負者は、表層において設計図書に示す厚さが確保できない場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

6. 工事記録写真

- ア) 写真管理は、大阪府写真管理基準(案)及びデジタル写真管理情報基準（案）によるものとする。
- イ) 写真撮影は、全てカラー仕上げとして工事着手前、外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階及び完成後等の工事状況を撮影し、アルバムに整理説明して監督員に提出するものとする。
- ウ) 写真撮影にあたっては、測定の確定ができるように図面及び対象物の関連をつけ、被写体には切削深、舗装厚、その他の施工寸法が判明できるようスタッフ、折尺等をあてる。又、工種、測点、設計寸法、実測寸法、施工時期、その他必要事項を記入した小黒板を置いて撮影し、焼付後の整理及び確認の便とする。現場にはデジタルカメラを常備し、協議すべき現場写真等は、撮影し監督員と協議する。
- エ) アルバムの整理は、撮影順に張り付け入ることなく、必要に応じて説明文を附し、関連工種ごとに整理すること。

7. 品質管理

- ア) 本工事における品質管理については、大阪府工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に基づき行う。（必須区分は必ず実施）
また、その他必要に応じて監督員の指示する試験、品質管理については監督員の指示に従い実施、提出するものとする。
- イ) この仕様書に規定のない材料については、日本工業標準調査会制定の日本工業規格（JIS）及びこれらに準ずる規格に適合するもので監督員の承認を得たものでなければならない。
- ウ) 工事材料は、使用に先立ち検査を受け合格品は予め協議した場所に整理し、随時甲の点検ができるように保管しなければならない。
- エ) 本工事に必要な品質管理に要する費用は、すべて請負者の負担とし、その結果を報告書により提出するものとする。

8. 安全管理

- ア) 安全施設等は、道路工事保安施設基準、所轄警察署の許可条項を順守し安全管理、災害・事故の防止に努めなければならない。
- イ) 工事現場に工事表示等を設置し、道路交通法に準じて監督員と協議のうえ、規制表示・警戒表示協力依頼表示・バリケード等を適切に設置するものとする。
- ウ) 工事区間内に車両又は歩行者の通行があるときは、これらの通行に十分な配慮するとともに交通誘導員を置き、交通の安全と円滑化を図ること。

9. 竣工図面

- ア) 本工事完了の際は、出来形図面（工事平面図に実施出来形を赤書）を作成して監督員へ提出し竣工検査を受け、竣工検査後に竣工図面を作成する。尚、図面の様式は任意であるが、監督員の承認を受けるものとする。
- イ) 竣工図面の電子データを作成し提出するものとする。

10. 産業廃棄物の管理

- ア) 建設廃材（工事施工に伴って生じた廃棄物、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）の運搬処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令を遵守し、請負者の責任で行わなければならない。
- イ) 請負者は、建設廃材の処分後に、生活環境の保全、公衆衛生又はその他の問題が生じた場合は、自らの責任において速やかに解決しなければならない。
- ウ) 残塊の運搬距離については大阪南部リサイクルセンター（富田林市）6.0 kmを見込んでいる。但し、指定処分地に処分できない場合は、事前に協議しなければならない。（リサイクル施設に限る。）
- エ) 残塊処理については、マニフェストシステムで管理すること。
- オ) 建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、法及び同法施行令を遵守すること。また、再資源利用計画書・再資源利用促進計画書により入力した、計画データを提出しなければならない。

1 1. 提出書類

本工事に係る必要書類の提出については、下記の表を基準としているが、監督職員との協議により追加、省略することがある。

【工事関係提出書類一覧】

書類名	作成者	宛て名	部数	備考
着工届	請負者	契約者の甲	2	着工の日
工事工程表	〃	〃	2	契約後 1 4 日以内
現場代理人等通知書	〃	〃	2	契約後遅滞なく
現場代理人等経歴書	本人	〃	2	〃
下請指導責任者届	請負者	〃	2	〃
労災関係成立証明書	〃	〃	2	〃
建退協掛金収納書	〃	〃	2	〃
工事履行保険証書	〃	〃	2	〃
工事外注計画書	〃	〃	2	〃
下請業者通知書	〃	〃	2	〃
施工体制台帳	〃	〃	2	〃
施工計画書	変更契約後はその都度変更		2	契約後 1 5 日以内
実施工程表	計画に対し実施が確認できるもの		1	竣工検査時
工事月報	半月毎、実施内容、検査等記入		1	翌月 5 日まで
承諾書	使用する材料及び特殊工法すべて		1	その都度
材料確認書	工事に使用する資材		1	確認を受けるとき
段階確認書	出来形の確認等		1	〃
工事打合簿	現場代理人と監督職員と相互		1	〃
出来形管理関係図書	舗装面積等		1	竣工検査時
品質管理関係図書	舗装試験等		1	〃
材料納品伝票	設計、納品、使用の数量一覧表付		1	〃
産業廃棄物関係	マニフェスト伝票		1	〃
警備報告書	警備実施日について、内容、人数等		1	〃
工事写真帳	施工前後、出来形、状況等		1	監督職員の指示する時点
完成通知書	請負者	契約書の甲	2	工事完成の日
引渡書	請負者	契約書の甲	2	検査終了後引渡し時
請求書	請負者	契約書の甲	2	請求しようとする日

※この他にも監督職員により必要と指示されたものはその都度提出すること。